

京都市訓令甲第 8 号

庁 中 一 般

京都市副市長事務担任規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

第1条の表を次のように改める。

副 市 長	担 任 事 務
星川副市長	行財政局（防災危機管理室、財政部及び税務部を除く。）、総合企画局、保健福祉局及び上下水道局に属する事務並びに市会、教育委員会、人事委員会及び監査委員に関する事務
塚本副市長	環境政策局、行財政局（防災危機管理室に限る。）、文化市民局、産業観光局、区役所及び区役所支所に属する事務並びに選挙管理委員会及び農業委員会に関する事務
平口副市長	行財政局（財政部及び税務部に限る。）、都市計画局、建設局、会計室、消防局及び交通局に属する事務並びに固定資産評価審査委員会に関する事務

第2条第1項を次のように改める。

前条の規定にかかわらず、エネルギー政策及び経営改革に関する事務は塚本副市長が、総合特区、国家戦略としての京都創生及び財政改革に関する事務は平口副市長が担任する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)